いわき市震災メモリアル検討会議の運営について(案)

1 会議の公開

(1) 公開・非公開について

会議は原則公開とする。ただし、次の場合には、委員長が委員に諮り、非公開とすることができる。

また、当会議については、広く協議経過を市民の方にお知らせする観点から、発言内容について議事要旨を毎回作成し、市ホームページでも公表する。

その際、委員名については、「委員」と表現し、匿名化することで、委 員の発言が制約を受けないようにする。

- ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しつるものを扱う場合
- イ 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正 な執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合
- ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、会場の制約等を勘案し、その都度委員長が定めるものとする。

(3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を別紙のとおり定める。

2 議事録の作成

- (1) 議事録は、事務局であるいわき市行政経営部秘書室ふるさと再生課で 作成する。
- (2) 議事録には次の事項を記載する。
 - ア 開催年月日、開会及び閉会時間
 - イ 出席委員の氏名
 - ウ 説明のために出席した市職員の職氏名
 - エ 議事の経過
 - オ その他必要な事項

3 議事要旨の署名

議事要旨への署名については、議事要旨の公開を円滑に行う観点から、 名簿順の持ち回り制とし、毎回2名の方にお願いすることとする。

検討会議を傍聴される皆様へ

いわき市震災メモリアル検討会議の 傍聴にあたって守っていただく事項

会議を円滑に運営するため、検討会議を傍聴する際は、次の事項をお守りくださるよう、ご協力をお願いします。

- 1 会議中は静かに傍聴し、拍手をしたり発言をするなど会議の進行を 妨げるような行為をしないこと
- 2 はち巻きや腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 飲食または喫煙はしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、会議の同意を得た 場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、または会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は速やかに従うこと

以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。